

スマートインターチェンジの利便性及び安全性の向上に関する調査（行政相談契機）の結果に基づく所見表示・回答対照表

令和6年4月3日

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和3年4月～4年3月
- 2 対象機関 調査対象機関：関東地方整備局、東日本高速道路株式会社関東支社  
 関連調査等対象機関：都道府県（3）、市町村（8）

【通知日及び通知先】令和4年3月29日 関東地方整備局、東日本高速道路株式会社関東支社

【回答年月日】令和4年4月21日 関東地方整備局、令和4年6月21日 東日本高速道路株式会社関東支社

所見表示	改善措置状況（回答）
<p><b>1 一般道路からスマートIC入口への案内標識等</b></p> <p>(1) 国（関東地方整備局）における案内標識等の維持管理状況                  関東地方整備局は、スマートICの利用者の利便性・安全性の向上を図る観点から、点検に当たっては、案内標識等の見やすさについても十分、確認を行う必要がある。また、スマートICの案内標識等が白亜化により見えにくくなっているものについて、適期に修繕等所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(2) 国（関東地方整備局）管理道路におけるスマートIC入口への案内標識等の設置状況                  関東地方整備局は、スマートICの利用者の利便性・安全性の向上を図る観点から、スマートIC最寄りの国道における案内標識等の増設について、地区協議会における関係地方公共団体との連携も視野に、検討する必要がある。</p>	<p>（関東地方整備局）                  御指摘を踏まえ、既に修繕等の措置を講じている。今後も適切な修繕等所要の措置を講じることとしている。</p> <p>⇒ 本調査において指摘した白亜化により見えにくくなっていた案内標識等7か所については、令和4年3月31日までに全て改善済み。</p> <p>（関東地方整備局）                  北関東自動車道全体の利便性の向上と利用促進に向けて、案内標識の適正配置について、地区協議会における関係者と調整していく。</p> <p>⇒ 本調査において指摘したスマートICの入り口の方向が分からない箇所（交差点）については、引き続き地区協議会の関係者と調整していく。</p>

所見表示	改善措置状況（回答）
<p><b>2 高速道路からスマート I C 出口への案内標識等</b></p> <p>NEXCO 東日本関東支社は、スマート I C の利用者の利便性・安全性の向上を図る観点から、案内標識や路面表示等が白亜化等により見えにくくなっているものについて、点検に基づく修繕計画を見直すなどにより、適期に修繕等所要の措置を講ずるとともに、SA・PA 構内におけるスマート I C 出口に係る案内標識や路面表示等の増設について検討する必要がある。</p>	<p>（東日本高速道路株式会社関東支社）</p> <p>案内標識や路面表示等が白亜化等により見えにくくなっているものについては、点検結果を踏まえ、修繕等所要の措置を講じています。</p> <p>案内標識や路面表示等の増設については、お客さまのご利用状況等を踏まえ、より分かりやすい案内について引き続き検討してまいります。</p> <p>⇒ 本調査において指摘した 36 か所のうち、35 箇所は改善済み、残り 1 か所は、検討の結果、優先順位は高くないと判断。</p>
<p><b>3 SA・PA 接続型スマート I C における逆走防止のための案内標識等</b></p> <p>NEXCO 東日本関東支社は、スマート I C の利用者の利便性・安全性の向上を図る観点から、指導停止線等が摩耗等により見えにくくなっているものについて、点検に基づく修繕計画を見直すなどにより、適期に修繕等所要の措置を講ずるとともに、「SA・PA 接続型」スマート I C 出入口の逆走防止に係る案内看板等の増設について検討する必要がある。</p>	<p>（東日本高速道路株式会社関東支社）</p> <p>指導停止線等が摩耗等により見えにくくなっているものについては、点検結果を踏まえ、修繕等所要の措置を講じています。</p> <p>「SA・PA 接続型」スマート I C 出入口の逆走防止に係る案内看板等の増設については、お客さまのご利用状況等を踏まえ、案内看板の設置等、効果的な逆走防止対策について引き続き検討してまいります。</p> <p>⇒ 本調査において指摘した 18 か所のうち、11 か所は改善済み、残り 7 か所はお客さまのご利用状況等を踏まえ検討していく。</p>

所見表示	改善措置状況（回答）
<p><b>4 利用者に対するホームページによる情報提供の実施状況</b></p> <p>関東地方整備局は、スマートICの利便性の向上を推進する観点から、ホームページのスマートICに係る情報について、適期に更新等所要の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>（関東地方整備局）</p> <p>御指摘を踏まえ、既にホームページを更新している。今後、適期に更新等所要の措置を講じることとしている。</p> <p>⇒ 本調査において指摘したホームページに未掲載のスマートIC情報を掲載したほか、新東名高速道路の秦野丹沢スマートICの開通や東北自動車道の蓮田スマートICの一部開通等さらに情報を更新。</p>

（注）⇒は、当局が、関東地方整備局、東日本高速道路株式会社関東支社に聴取した結果である。